

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案 <予算関係法律案>

観光立国の実現に向けて、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定める。

施策の背景

観光立国推進基本法の制定
 (平成18年12月)

「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」による
 地域の活性化

ポイント

- 国内旅行消費額の約9割が日本人
- 観光振興の関係者は多種多様
- 単独の観光地での取組には限界
- 滞在の魅力を高めた取組が必要

- ➡日本人を含めた内外からの観光旅客の来訪・滞在を促進することによる地域経済の活性化
- ➡観光業と他業種との連携
官民の連携
- ➡地域間の連携を促進(観光圏※の形成)
※複数の観光地の連携により観光旅客の来訪・滞在を促進する地域
- ➡滞在促進に重点的に取り組む地区(滞在促進地区)の整備を含む総合的な取組により、2泊3日以上滞在型観光を目指す。

概要

基本方針

主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を策定

協議会

市町村

都道府県

観光事業者

農林水産業者

商工業者

NPO

等

観光圏整備計画

「観光圏整備事業」: 地域の創意工夫による観光圏の魅力を高めるための事業を具体的に列挙

宿泊



観光資源



交通・移動



案内・情報提供等



「滞在促進地区」: 観光旅客の滞在の促進に資する事業を重点的に実施すべき区域を記載

観光圏整備実施計画

事業者が共同して作成し、国土交通大臣に共同で認定申請

農山漁村活性化法の特例

観光圏整備計画に、地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業等を記載した場合、交付金の交付が可能

大臣認定

国による総合的支援

【大臣認定による特例措置】

- ・宿泊施設が実施する旅行業者代理業に係る旅行業法の特例
- ・運送事業関係の手続緩和の特例 等

【予算等】

- ・予算補助制度の創設
- ・税制優遇措置
- ・財政投融資 等

連携

【ソフト・ハードの連携】

- ・社会資本整備事業及び公共交通支援における配慮

地域の活性化を通じた観光立国の実現